

市民センター使用料の改定等について



1 使用料の改定

令和8年10月から市民センターの使用料が変わります。

施設を利用する人と利用しない人との負担の公平性を確保するため、利用する人には使用料を徴収しています。行政サービスを提供するために必要な経費は、物価変動の影響、施設や設備の修繕・更新などにより変化するため、これらを十分に把握・考慮したうえで料金の改定を行います。

改定後は、施設を1時間単位で利用できるようになります。

今後も効率的な施設の管理運営に取り組んでいきますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

※令和8年10月1日以降に許可した施設使用にかかる使用料から新料金となります。

(例) 10月2日に使用する施設を9月30日に使用申請した場合 ⇒ 旧料金
10月2日に使用する施設を10月1日に使用申請した場合 ⇒ 新料金

2 オンライン予約サービスの開始

令和8年10月から市民センターの施設予約がインターネットでできるようになります。

予約を行うには、使用する施設ごとに「利用者登録」が必要となります。(初回のみ)

オンライン予約では、使用料支払いの際にオンライン決済(コンビニ・PayPay・クレジットカード)が可能となります。

詳細については、令和8年8月頃に市のホームページに掲載する予定です。

※これまでどおり、窓口での申請・現金払いも可能です。

3 キャッシュレス決済

令和8年7月から市民センター窓口での使用料の支払いなどに、キャッシュレス決済(PayPay)が利用できるようになります。

PayPay アプリをインストールして窓口に設置している二次元コードを読み取ることで、あらかじめ銀行口座やコンビニからチャージした残高や登録したクレジットカードを使って支払いができます。

※これまでどおり、窓口での現金支払いも可能です。

廿日市市大野東市民センター使用料

令和8年9月30日までの使用							令和8年10月1日からの使用	
区分	基本使用料						使用料の額	
	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	1日	区分問わず1時間までごとに	
	9時から 12時30分 まで	13時から 17時まで	17時から 21時30分 まで	9時から 17時まで	13時から 21時30分 まで	9時から 21時30分 まで		
研修室 1	800円	920円	1,030円	1,840円	1,950円	2,880円	340円	
研修室 2	750円	850円	960円	1,710円	1,820円	2,680円	310円	
研修室 3	1,120円	1,280円	1,440円	2,570円	2,730円	4,020円	480円	
研修室 4	370円	420円	470円	840円	890円	1,320円	150円	
多目的室	240円	270円	310円	550円	580円	860円	100円	
工作室	370円	420円	470円	840円	890円	1,320円	150円	
和室	250円	280円	320円	570円	600円	890円	100円	
調理実習室	520円	590円	660円	1,190円	1,260円	1,860円	220円	

※ 1時間単位の料金となります。

※使用時間が1時間未満の場合は、1時間として取り扱います。

※使用料に10円に満たない端数が生じたときは切り捨てとします。

ご不明な点は、下記までお問合せください。

廿日市市大野東市民センター（0829-56-1013）

廿日市市地域振興部地域振興課（0829-30-9138）